

別冊（參考資料）

- ・ 議題 2 p 1
- ・ 議題 3 p 2
- ・ 議題 4 p 3
- ・ 議題 6 p 5
- ・ 議題 7 p 15

えび2そう船びき網漁業許可状況一覧

支所名	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
諸富町										
早津江										
大詫間										
南川副										
広江										
東与賀町										
佐賀市										
久保田町										
芦刈										
福富町										
新有明										
白石										
鹿島市										
たら										
大浦	10	8	10	10	10	8	8	6	2	2
計	10	8	10	10	10	8	8	6	2	2
許可枠	50(25統)	50(25統)	50(25統)	50(25統)	50(25統)	50(25統)	50(25統)	50(25統)	50(25統)	50(25統)
操業期間	H27.9.15 ～ H27.11.25	H28.9.15 ～ H28.11.25	H29.9.15 ～ H29.11.25	H30.9.15 ～ H30.11.25	R元.9.15 ～ R元.11.25	R2.9.15 ～ R2.11.25	R3.9.15 ～ R3.11.25	R4.9.15 ～ R4.11.25	R5.9.15 ～ R5.11.25	R6.9.15 ～ R6.11.25
備考	農区は 9.20～ 11.30	農区は 9.20～ 11.30	農区は 9.20～ 11.30	農区は 9.20～ 11.30	農区は 9.20～ 11.30	農区は 9.20～ 11.30	農区は 9.20～ 11.30	農区は 9.20～ 11.30	農区は 9.20～ 11.30	農区は 9.20～ 11.30

ぐち固定式刺網漁業許可状況一覧

支所名	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
久保田町										
福富町										
白石										
新有明	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1
鹿島市	1	2	6	3	3	2	3	5	4	3
大浦										
計	1	3	8	4	4	3	4	6	5	4
許可枠	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21
許可期間	H27.9.1 ～ H28.4.30	H28.9.1 ～ H29.4.30	H29.9.1 ～ H30.4.30	H30.9.1 ～ H31.4.30	R元.9.1 ～ R2.4.30	R2.9.1 ～ R3.4.30	R3.9.1 ～ R4.4.30	R4.9.1 ～ R5.4.30	R5.9.1 ～ R6.4.30	R6.9.1 ～ R7.4.30
備考										

◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第62号

佐賀県有明海区における第1種区画漁業権（のり養殖業）漁場について、漁業法第120条第1項の規定により次のとおり指示する。

令和5年8月17日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏

- 1 第1種区画漁業権漁業に基づく、のり養殖施設の周囲50メートル以内の区域には、当該漁業権の行使者以外は立入ってはならない。
ただし、第1種及び第3種区画漁業権（貝類養殖業）漁場内において、当該漁業権者が漁業権に基づき操業する場合、並びに佐賀県有明海区漁業調整委員会が特に必要と認めた場合はこの限りでない。
- 2 共同漁業権漁業に基づく採貝業及びその他の各種漁業は、第1種区画漁業権（のり養殖業）漁場及び当該漁場周辺に設けられた180メートル、90メートル（100間、50間）の大船通し、大潮通しの区域内においては、のり養殖業の操業期間中は操業してはならない。
ただし、第1種及び第3種区画漁業権（貝類養殖業）漁場内において、当該漁業権の行使者が漁業権に基づき操業する場合、並びに佐賀県有明海区漁業調整委員会が特に必要と認めた場合はこの限りでない。
- 3 第1種区画漁業権漁業の、のり養殖施設内に入入りする漁船は、佐賀県有明海区漁業調整委員会が交付する標識旗を掲げなければならない。
- 4 指示の期間は、令和5年9月1日から令和10年8月31日までとする。

◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第68号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により佐賀県有明海区におけるタイラギの採捕について、次のとおり指示する。ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

令和7年3月10日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏

1 次の区域内においては、タイラギの採捕を禁止する。

ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びコの各点を順に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域（別図のとおり）

点ア 福岡県柳川市七ツ家の南西角に設置された有明海佐賀・福岡両県漁場境界標石柱と佐賀市川副町大字大詫間字元治搦の南東角に設置された有明海佐賀・福岡両県漁場境界標石柱とを結んだ直線上の中央点
（世界測地系）

点イ 北緯 33 度 4 分 17 秒 東経 130 度 18 分 14 秒
点ウ 北緯 33 度 4 分 23 秒 東経 130 度 17 分 45 秒
点エ 北緯 33 度 6 分 39 秒 東経 130 度 15 分 26 秒
点オ 北緯 33 度 5 分 44 秒 東経 130 度 12 分 54 秒
点カ 北緯 33 度 4 分 36 秒 東経 130 度 11 分 49 秒
点キ 北緯 33 度 3 分 18 秒 東経 130 度 11 分 25 秒
点ク 亀瀬灯標
点ケ 北緯 32 度 58 分 05 秒 東経 130 度 13 分 40 秒
点コ 夜灯鼻灯台

2 指示の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

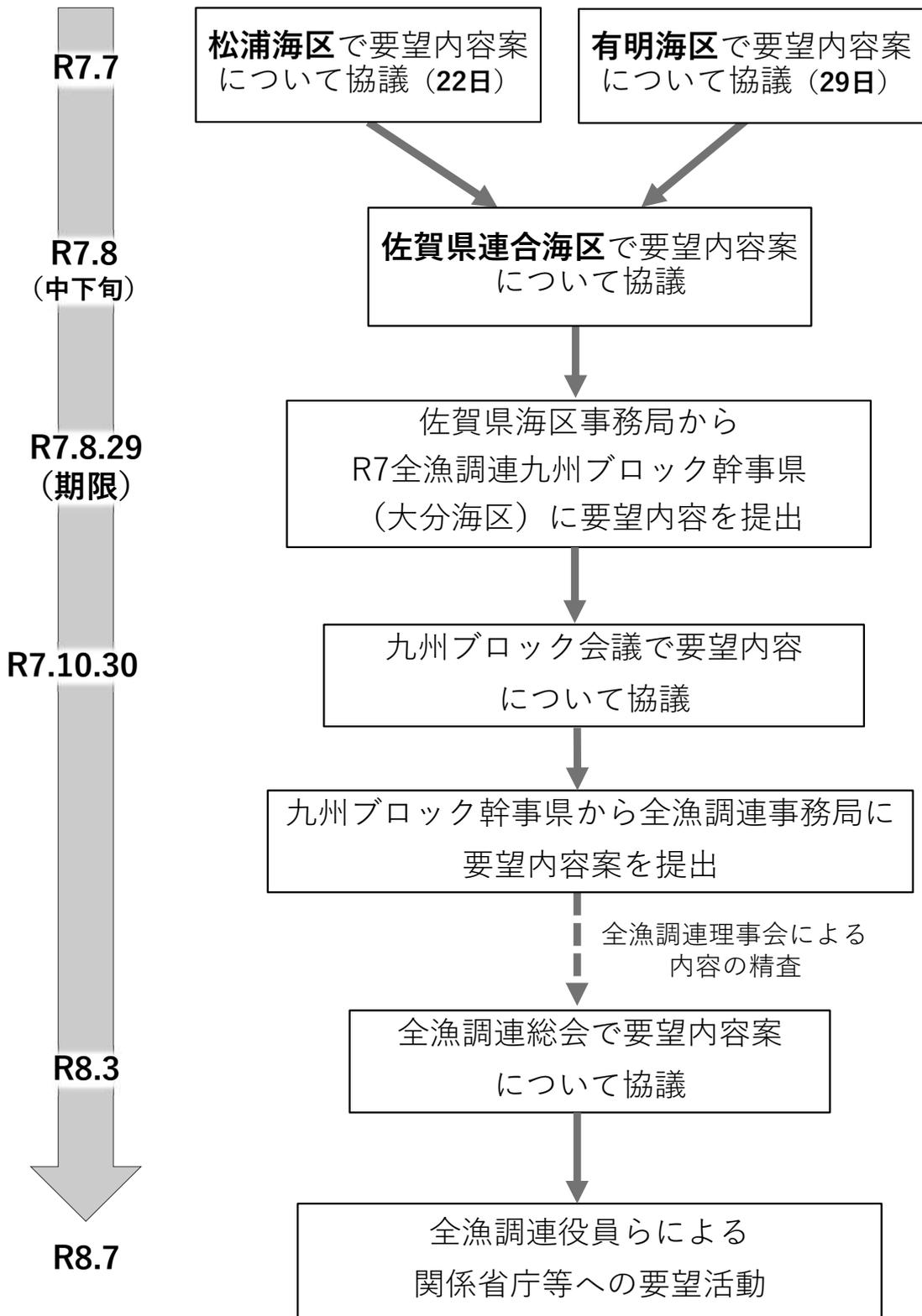
R 6 年度要望項目		R 7 年度要望項目	
○：新規、△：内容変更、●：継続、×：削除		○：新規、△：内容変更、●：継続、×：削除	
Ⅱ 海区漁業調整委員会制度について		Ⅱ 海区漁業調整委員会制度について	
●	1 海区漁業調整委員会制度の堅持	●	1 海区漁業調整委員会制度の堅持
△	2 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保	●	2 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保
△	3 新たな漁業関係法令の改正について	●	3 新たな漁業関係法令の改正について
△	4 海区漁業調整委員の資質向上について	△	4 海区漁業調整委員及び事務局職員の資質向上について
Ⅲ 沿岸漁業の取締り強化等		Ⅲ 沿岸漁業の取締り強化等	
△	1 違法操業の取締り強化等	●	1 違法操業の取締り強化等
△		●	
○		●	
△	2 「密漁もの」の流通防止	●	2 「密漁もの」の流通防止
●		●	
△		●	
△		●	
Ⅳ クロマグロ資源の適正利用		Ⅳ クロマグロ資源の適正利用	
△	1 クロマグロ資源の適正利用	△	1 クロマグロ資源の適正利用
△		△	
△		△	
△	2 定置網等における管理手法の確立および支援措置	●	2 定置網等における管理手法の確立および支援措置
△		△	
△		●	
●		●	
△	3 遊漁者等の操業自粛措置	●	3 遊漁者等の操業自粛措置
Ⅴ 沿岸漁業と沖合漁業の調整		Ⅴ 沿岸漁業と沖合漁業の調整	
△	1 沿岸漁業と沖合漁業の調整	●	1 沿岸漁業と沖合漁業の調整
●		●	
△		●	
△		●	
△		●	
△	2 マサバ太平洋系群の適正利用	●	2 マサバ太平洋系群の適正利用
●		●	
●		●	
●	3 カツオ資源の適正利用	△	3 カツオ資源の適正利用
●	4 公海におけるサンマ、マサバ等の水産資源の適正利用	△	4 公海におけるサンマ、マサバ等の水産資源の適正利用
△	5 沖合漁業の操業秩序の確立	△	5 沖合漁業の操業秩序の確立
△		△	
●		●	
○	6 海上大規模開発事業の関係者説明	△	6 海上大規模開発事業の関係者説明

△	1 改正漁業法施行後の事務の円滑化	①事務の円滑化	●	1 改正漁業法施行後の事務の円滑化	①事務の円滑化	
△		②申請、報告システムの構築	●		②申請、報告システムの構築	
△	2 新たな資源管理措置等	①自主的な資源管理の評価	△	2 新たな資源管理措置等	①自主的な資源管理の評価	
△		②TAC 対象魚種追加の慎重な議論	△		②TAC 対象魚種追加の慎重な議論	
△		③漁業経営に配慮した漁獲管理	●		③漁業経営に配慮した漁獲管理	
●		④地域産業の成長対策の具体化	●		④地域産業の成長対策の具体化	
△		⑤正確な漁獲量を把握する仕組み	●		⑤正確な漁獲量を把握する仕組み	
●		⑥定置網等の特性に応じた数量管理技術開発	●		⑥定置網等の特性に応じた数量管理技術開発	
V 外国漁船等について				V 外国漁船等について		
△	1 竹島の領有権確立と排他的経済水域の境界画定		△	1 竹島の領有権確立と排他的経済水域の境界画定		
△	2 漁業協定等の見直し・暫定水域等の操業秩序確立と資源管理	①日台漁業取決め適用水域の一部縮小と協議対象水域の拡張抑制	●	2 漁業協定等の見直し・暫定水域等の操業秩序確立と資源管理	①日台漁業取決め適用水域の一部縮小と協議対象水域の拡張抑制	
●		②日台漁業取決め適用水域内の安全操業確保と台湾漁船のPI 保険加入の義務化	●		②日台漁業取決め適用水域内の安全操業確保と台湾漁船のPI 保険加入の義務化	
△		③韓国漁船の操業規制と日韓暫定水域の操業秩序確立	●		③韓国漁船の操業規制と日韓暫定水域の操業秩序確立	
△		④中国漁船の日中暫定水域やEEZ 内の操業秩序確立とサンゴ網対策	●		④中国漁船の日中暫定水域やEEZ 内の操業秩序確立とサンゴ網対策	
△		⑤対ロシア漁業の操業機会の確保	△		⑤対ロシア漁業の操業機会の確保	
△		⑥EEZ 内におけるロシア大型トロール船による漁具被害の防止	△		⑥EEZ 内におけるロシア大型トロール船による漁具被害の防止	
△	3 外国漁船の取締強化と漁業者の安全の確保	①領海及びEEZ 内における外国漁船に対する徹底した取締りの実施	●	3 外国漁船の取締強化と漁業者の安全の確保	①領海及びEEZ 内における外国漁船に対する徹底した取締りの実施	
△		②外国公船や外国漁船の位置動向の監視と漁船や関係機関に対する情報提供	●		②外国公船や外国漁船の位置動向の監視と漁船や関係機関に対する情報提供	
△		③外国漁船等の避泊による地元漁業や環境に対する影響の防止	●		③外国漁船等の避泊による地元漁業や環境に対する影響の防止	
△		④北朝鮮のミサイル発射に係る安全確保	●		④北朝鮮のミサイル発射に係る安全確保	
△	4 投棄漁具等による被害の救済		●	4 投棄漁具等による被害の救済		
VI 遊漁と漁業の調整について				VI 遊漁と漁業の調整について		
△	1 遊漁と漁業の調整	①遊漁マナーや漁業の基本的考え方に係る積極的な広報等の実施	●	1 遊漁と漁業の調整	①遊漁マナーや漁業の基本的考え方に係る積極的な広報等の実施	
△		②スピアフィッシングに対する規制強化	△		②スピアフィッシングに対する規制強化	
△		③遊漁者の資源利用の実態把握	●		③遊漁者の資源利用の実態把握	
△		④遊漁者に資源管理を行わせる体制整備	●		④遊漁者に資源管理を行わせる体制整備	
△	2 プレジャーボート等の運航に係る安全性の確保と漁業被害の防止	①プレジャーボート利用者に対する賠償責任保管加入義務化	●	2 プレジャーボート等の運航に係る安全性の確保と漁業被害の防止	①プレジャーボート利用者に対する賠償責任保管加入義務化	
△		②利用者の組織化によるマナーの周知徹底	●		②利用者の組織化によるマナーの周知徹底	
△	3 ミニボートによる危険行為の防止	①安全航行のための制度改正と反射板等の装置の必置	●	3 ミニボートによる危険行為の防止	①安全航行のための制度改正と反射板等の装置の必置	
△		②安全講習の義務化と円滑な救護活動のための所有者把握	●		②安全講習の義務化と円滑な救護活動のための所有者把握	
△		③ミニボートの保険加入義務化とゴムボートの保険対象化	●		③ミニボートの保険加入義務化とゴムボートの保険対象化	

要望項目数：62（新規2 内容変更48 継続12） 削除項目：0

要望項目数：62（新規0 内容変更16 継続46） 削除項目：0

全国漁業調整委員会連合会
(全漁調連) から
関係省庁等への R8要望活動実施に向けたスケジュール



提出年度別の佐賀県要望事項の内容（全漁調連関係）

		R1	R2	R3	R4	R5	R6
Ⅲ 太平洋クロマグロの資源管理について	クロマグロ漁業者の資源の適正利用及び	1. 国際委員会での直近の資源評価結果を反映した、漁獲枠の速やかな（次期管理期間での）増枠の実現。	1. 前年と同じ	1. （前年と同趣旨の要望 +） <u>漁獲枠未利用分の繰越上限の堅持。</u>	1. 前年と同じ	1. 前年と同じ	1. 前年と同じ
		2. 増枠が承認された場合は、沿岸の零細な漁船漁業へ優先的に配分。 配分については、長期的な漁獲実績、来遊状況、操業特性や漁獲管理の難易度を配慮。	2. 前年と同じ	2. 前年と同じ	2. 前年と同趣旨	2. 前年と同じ	2. 前年と同趣旨
		3. 強度な資源管理に取り組む計画の共済契約者について、より高率の掛金補助を受けられるように共済制度の仕組みの見直し。	3. <u>漁業者が安心して資源管理に取り組めるよう、放流活動、休漁に対する支援への十分な予算確保。</u> （+前年と同趣旨の要望）	3. 前年と同じ	3. 前年と同じ	3. 前年と同じ	3. 前年と同趣旨
							4. <u>クロマグロ資源の回復による、イカ等の水産資源への影響評価の実施。</u>
Ⅶ 海洋性レジャーとの調整等に	ミニボート防止による危険行為の	1. ミニボート利用者の各種安全対策の徹底を、水産庁及び国土交通省から業界へ強く働きかけるとともに、購買者等への普及啓発を強化。	1. <u>ミニボート製造業者に対するJIMA指針検査の受検を義務化。</u> <u>利用者については安全講習の受講の義務化。</u>	1. <u>ミニボートの登録と保険加入をセットとした制度の創設。</u>	1. 前年と同じ	1. 前年と同じ	1. 前年と同じ
		2. ミニボート利用者への、プレジャーボート責任保険への加入の義務付け。また、義務化されるまでの間、加入率向上を図るための施策の強化。	2. 前年の要望1. と同じ	2. <u>ミニボートの利用者には安全講習会の受講を、販売者には購入者に対し安全講習会の受講を促すように強く働きかけること。</u>	2. 前年と同じ	2. 前年と同じ	2. 前年と同じ
			3. <u>上記1. の検査に合格したミニボートを、日本漁船保険組合の責任保険の加入対象とすること。</u>	3. 前年の要望2. と同じ	3. 前年と同じ	3. 前年と同じ	3. 前年と同じ
					4. <u>国土交通省、水産庁等がより一層協力しながらの、安全対策上の制度創設等。</u>	4. 前年と同じ	4. 前年と同じ

令和6年度全国海区漁業調整委員会連合九州ブロック会議に提案した議題への、国の回答概要

令和6年度要望	全漁調連要望に対する国の回答概要
<p>クロマガゴ資源の適正評価及び零細漁業者の経営支援について 【継続】（一部変更）</p> <p>内容 本県のクロマガゴ漁業は、沿岸海域で延縄、曳き縄釣、一本釣等で漁獲を行っているが、漁獲制限が開始されて以降、漁獲対象種をブリやサワラ等に転換し、クロマガゴを目的とした操業を自粛すること、配分枠が少なくながらも漁獲可能量の遵守に努めてきた。</p> <p>近年は、これまであまり漁獲が見られなかった時期にクロマガゴが来遊し、釣りや定置網等において漁獲がみられているが、配分枠遵守のため、放流作業や混獲回避等の労務負担が増大し、漁家経営の悪化を招いている。</p> <p>また、クロマガゴの増加によるイカ等の水産資源への影響が懸念されている。</p> <p>ついては、クロマガゴ資源の適正評価及び零細漁業者の経営支援のため、次の事項を要望いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国際委員会において、直近のデータに基づく資源評価結果を反映した漁獲枠の増枠を次期管理期間で実現するとともに、漁獲枠未利用分の繰越上限を堅持すること。 2 国際委員会が漁獲枠の増枠が承認された際は、沿岸の零細な漁船漁業に優先的に配分し、各県や漁業種間で不公平が生じないよう、操業特性や近年の漁獲実態等を考慮し、大型魚だけでなく、小型魚も一定程度増枠するなどより実状にあった配分を行うこと。 	<p>太平洋クロマガゴの資源管理について</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クロマガゴ資源の適正利用 ・定置網等における管理手法の確立および支援措置 ・遊漁者等の操業自粛措置 <p>1, 2 関連 資源評価は、国際的な科学機関であるISCにおいて相当な時間を費やして実施されるもので、また、1年ごとの資源評価は現実的ではない。R6は新たな資源評価が行われたところであり、これを踏まえた増枠の実現に向けて努力したい（R6, 12に増枠実現）。また、漁獲枠未利用分の繰越に関する規定の維持もIATTCとWCPFCの合同作業部会に提案した【水産庁】</p>

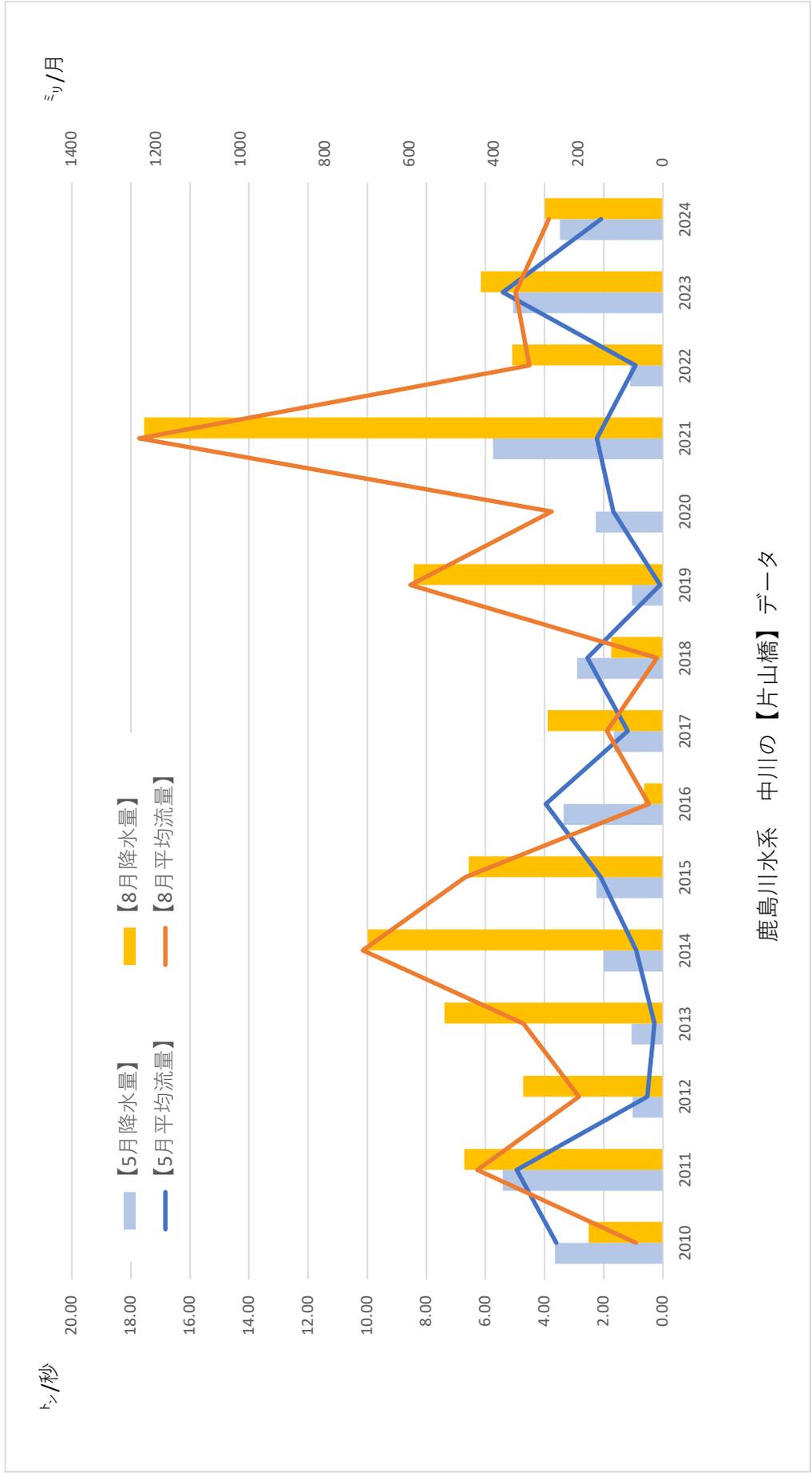
令和6年度要望	全漁調連要望に対する国の回答概要
<p>3 漁業者が安心して資源管理に取り組めるよう、放流活動、休漁に対する支援への十分な予算の確保や支援制度の拡充を図ること。</p> <p>4 クロマグロ資源の回復による、イカ等の水産資源への影響評価を行うこと。</p>	<p>漁獲枠の配分については、水産政策審議会がとりまとめた「配分の考え方」に従い、国の留保枠から配分したのもも含め、沿岸漁業に配慮した配分を行っている【水産庁】</p> <p>3 関連 厳しい資源管理に取り組む漁業者の意見を踏まえつつ、引き続き必要な予算の確保に努めるとともに、必要な事項についての関係省庁との情報共有を図っていく【水産庁】</p> <p>4 関連 クロマグロによるものと思われる操業被害・漁具被害が発生していることは承知している【水産庁】</p>
<p>ミニボートによる危険行為の防止について 【継続】</p> <p>内容 規制緩和により免許・登録が免除されたミニボート（長さ3m未満かつ機関出力1.5kW未満）は、海上交通の基本的ルールすら知らない利用者が、耐航性や他船からの視認性が低いという特性を認識しないまま沖合への出航や夜間航行、船舶の輻輳する港の周辺等で遊漁を行っており、操業や漁船の航行に多大な支障が生じている。 海上保安庁が取りまとめたミニボートの事故発生状況をみると、平成9年は、年間50隻前後であったものが徐々に増加し、令和に入ってから、100件以上で推移している。 このため、全国各地で安全講習会の開催や、ミニボート販売時に「ミニボート安全マニュアル」を同封するなどの普及活動を積極的に実施されているものと認識している。 しかし、海洋性レジャー人口の増加や、気候変動に伴う天候急変に</p>	<p>海洋性レジャーとの調整等について</p> <p>内容 ・遊漁と漁業の調整 ・プレジャーボート等の運航に係る安全性の確保と漁業被害の防止 ・ミニボートによる危険行為の防止</p>

令和6年度要望	全漁調連要望に対する国の回答概要
<p>よる海難事故の増加が懸念されることから、さらなる普及活動の徹底と安全対策上の制度創設が必須と認識しています。</p> <p>ついては、海面における海難事故を防止し、人命の安全を守るため、次の事項を要望いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ミニボート所有者の登録と保険（特に遭難救助費用を対象）加入をセットとした制度を創設すること。 2 ミニボート利用者に安全講習会の受講を促すとともに、ミニボート販売業者にも購買者に受講を促すよう引き続き強く働きかけること。 3 衝突事故防止のための目印となる旗やレーダー反射板などの安全装備を必置するよう、引き続き業界に強く働きかけるとともに、購買者等への普及啓発を強化すること。 4 安全対策上の制度創設等に当たっては、国土交通省、水産庁等関係機関が今後ともより一層協力しながら行うこと。 	<ol style="list-style-type: none"> 1, 2 関連 プレジャーボートの保有隻数や海難事故の件数を踏まえ、保険加入義務付けの法制化は困難であるが、プレジャーボート任意保険の加入促進に向け官民挙げて取り組んでいく。 また、リーフレットやハンドブック等の配布により海上交通ルールの遵守等を周知しているほか、ボートユーズが多く集まるイベント等において安全講習会の実施に協力している【国交省】 3 関連 水産庁HPにおいて、マリネジャー関係者に向けた遊漁・海面利用の基本的ルール・マナーの情報に加え、海上保安庁が作成した安全啓発のための情報を掲載するなど、周知を図っている【水産庁】 4 関連 今後、国交省等関係機関と連携し、遊漁者等への安全啓発・普及活動を推進していく【水産庁】

令和6年度要望	令和7年度要望(案)
<p>クロマガロ資源の適正評価及び零細漁業者の経営支援について 【継続】(一部変更)</p> <p>内容 本県のクロマガロ漁業は、沿岸海域で延縄、曳き縄釣、一本釣等で漁獲を行っているが、漁獲制限が開始されて以降、漁獲対象種をブリやサワラ等に転換し、クロマガロを目的とした操業を自粛することで、配分枠が少なくなっているが、漁獲可能な量の見られなかった時期にクロマガロが来遊し、釣りや定置網等において漁獲がみられているが、配分枠遵守のため、放流作業や混獲回避等の労務負担が増大し、漁家経営の悪化を招いている。 また、クロマガロの増加によるイカ等の水産資源への影響が懸念されている。</p> <p>1 国際委員会において、直近のデータに基づく資源評価結果を反映した漁獲枠の増枠を次期管理期間で実現するとともに、漁獲枠未利用分の繰越上限を堅持すること。 2 国際委員会で漁獲枠の増枠が承認された際は、沿岸の零細な漁業に優先的に配分し、各県や漁業種間で不公平が生じないよう、操業特性や近年の漁獲実態等を考慮し、大型魚だけでなく、小型魚も一定程度増枠するなどより実状にあった配分を行うこと。</p>	<p>クロマガロ資源の適正評価及び零細漁業者の経営支援について(案) 【継続】</p> <p>内容 本県の延縄、曳き縄釣、一本釣等の漁業者は、クロマガロの漁獲制限が開始されて以降、漁獲対象種をブリやサワラ等に転換し、クロマガロを目的とした操業を自粛することで、配分枠が少なくなっているが、漁獲可能な量の見られなかった時期にクロマガロの増加によるイカ等の水産資源への影響が懸念されている。 また、沿岸域におけるクロマガロの回遊行動の変化や、クロマガロの増加によるイカ等の水産資源への影響が指摘する声が一層強くなっている。</p> <p>1 直近のデータに基づいた、国際委員会における資源評価結果を反映した漁獲枠の増枠を次期管理期間で実現するとともに、漁獲枠未利用分の繰越上限を堅持すること。 2 国際委員会で漁獲枠の増枠が承認された際は、沿岸の零細な漁業に優先的に配分し、各県や漁業種間で不公平が生じないよう、操業特性や近年の漁獲実態等を考慮しつつ、大型魚、小型魚とともに、より資源の実状にあった配分に引き続き努めること。</p>

令和6年度要望	令和7年度要望（案）
<p>3 漁業者が安心して資源管理に取り組めるよう、放流活動、休漁に 対する支援への十分な予算の確保や支援制度の拡充を図ること。</p> <p>4 クロマグロ資源の回復による、イカ等の水産資源への影響評価 を行うこと。</p>	<p>3 漁業者が安心して資源管理に取り組めるよう、放流活動、休漁等 に対する支援への十分な予算の確保や支援制度の拡充を図ること。</p> <p>4 沿岸域におけるクロマグロの移動生態調査や、資源の回復によ る、イカ等の水産資源への影響評価を行うこと。</p>
<p>ミニボートによる危険行為の防止について 【継続】</p> <p>内容 規制緩和により免許・登録が免除されたミニボート（長さ3m未か つ機関出力1.5kW未満）は、海上交通の基本的ルールすら知らない利 用者が、耐航性や他船からの視認性が低いという特性を認識しない まま沖合への出航や夜間航行、船舶の輻輳する港の周辺等で遊漁を 行っており、操業や漁船の航行に多大な支障が生じている。 海上保安庁が取りまとめたミニボートの事故発生状況をみると、 平成9年は、年間50隻前後であったものが徐々に増加し、令和に入 ってからは、100件以上で推移している。 このため、全国各地で安全講習会の開催や、ミニボート販売時に 「ミニボート安全マニュアル」を同封するなどの普及活動を積極的 に実施されているものと認識している。 しかし、海洋性レジャー人口の増加や、気候変動に伴う天候急変に よる海難事故の増加が懸念されることから、さらなる普及活動の徹 底と安全対策上の制度創設が必須と認識しています。 については、海面における海難事故を防止し、人命の安全を守るた め、次の事項を要望いたします。</p>	<p>ミニボートによる危険行為の防止について（案） 【継続】</p> <p>内容 免許が不要なミニボート（長さ3m未かつ機関出力1.5kW未満）は、 海上交通の基本的ルールすら知らない利用者が、耐航性や他船から の視認性が低いという特性を認識しないまま沖合への出航や夜間航 行、船舶の輻輳する港の周辺等で遊漁を行うなどし、漁業の操業や漁 船の航行に多大な支障が生じている。 海上保安庁が取りまとめたミニボートの事故発生状況をみても、 令和に入ってから毎年100件以上で推移している。 このため、全国各地で安全講習会の開催などの安全啓発活動を積 極的に実施されているが、今後も海洋性レジャー人口の増加や、気候 変動に伴う天候急変による海難事故の増加が懸念されることから、 さらなる啓発活動の徹底と安全対策上の制度創設が必須と認識して いる。 については、海面における海難事故を防止し、人命の安全を守るた め、次の事項を要望します。</p>

令和6年度要望	令和7年度要望（案）
<p>1 ミニボート所有者の登録と保険（特に遭難救助費用を対象）加入をセットとした制度を創設すること。</p> <p>2 ミニボート利用者に安全講習会の受講を促すとともに、ミニボート販売業者にも購買者に受講を促すよう引き続き強く働きかけること。</p> <p>3 衝突事故防止のための目印となる旗やレーダー反射板などの安全装備を必置するよう、引き続き業界に強く働きかけるとともに、購買者等への普及啓発を強化すること。</p> <p>4 安全対策上の制度創設等にあたっては、国土交通省、水産庁等関係機関が今後ともより一層協力しながら行うこと。</p>	<p>1 ミニボートの所有者登録制度を創設し、定期的に安全講習会の受講を促す、強い働きかけができる体制を構築すること。</p> <p>2 衝突事故防止のための目印となる旗やレーダー反射板などの安全装備を必置するよう、引き続き業界に強く働きかけるとともに、購買者等への普及啓発を強化すること。</p> <p>3 安全対策上の制度創設等にあたっては、国土交通省、水産庁等関係機関が今後ともより一層緊密に協力しながら行うこと。</p>



鹿島川水系 中川の【片山橋】データ